介護保険住宅改修費受領委任払いに関する同意書

年 月 日

三島市長あて

事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

印

介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱いを申し出るに当たり、次の事項を遵守することに同意します。

記

(基本的事項)

- 1 平成11年厚生労働省告示第95号に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修(以下「住宅改修」という。)の提供に関しては、関係法令及び通達等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力にお 応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の 状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、三島市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他関係機関との連携に努めること。
- 4 被保険者の意思及び人権を尊重し、常に被保険者の立場にたったサービスの提供に努めること。また、被保険者との間で発生した諸問題については、当事者間で互いた協議の上、誠意をもってこの解決に努めること。
- 5 正当な理由なく、介護保険住宅改修費受領委任払い制度の利用を拒まないこと。

(受給資格の確認)

6 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって 被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等を確認し、介護保 険住宅改修費受領委任払い制度が利用可能であるか確認すること。また当該被保険 者に過去の住宅改修の給付実績を確認すること。

(見積書等の発行)

7 受領委任を受けたときは、その施工に係る費用について「見積書」を作成し、被保険者に発行すること。見積書は、工事箇所ごと保険適用となる費用が明記されたものとすること。また、住宅改修着工前及び完成後の日付入りの写真、その他保険給付を受けるために必要な関係書類を被保険者に発行すること。

(利用者負担額の受領)

8 住宅改修費については、保険給付分を除いた利用者負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、利用者負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し利用者負担額分の領収証を発行すること。

(保険給付費の請求)

9 支給申請確認書に記された介護保険住宅改修費に係る保険給付分の請求につい

居宅介護 ては、介護保険 介護予防 住宅改修完了届に、被保険者に発行した利用者負担額

に係る領収書を添付したうえで三島市に請求すること。また、請求にあたっては、 保険給付外の費用を請求しないこと。

(指導、調査)

10 事業者が行った住宅改修について、三島市長が指導又は、調査を行う必要がある と認めた場合には、これに応じること。

(受領委任の取扱いの停止)

11 この遵守事項に違反した場合は、介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱いを停止すること。

(秘密保持)

12 事業所の職員は、業務上知り得た秘密を保持すること。

(その他)

13 届出事項に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。